特定健康診查·特定保健指導

●生活習慣病予防の必要性

不規則な食生活や運動不足などの生活習慣は、やがて 肥満症、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病 の発症を招き、重症化すると心筋梗塞や脳卒中などを発症 することになります。

このような事態を避けるためには、早い段階で生活習慣 病の原因となる危険因子を発見することが必要です。

●特定健康診査・特定保健指導

市区町村では、こうした生活習慣病を予防するため、 特定健康診査と特定保健指導を実施しています。

対象者は年度中に40歳から75歳の年齢に達するまで のこくほの加入者です。(受診する時点で75歳以上に達 している方は、お住まいの市区町村にお問い合わせくだ

さい。また、長期入院や施設 入所等の方は除きます。)

特定健康診査で特定保健 指導の対象となるメタボリッ クシンドローム(※診断基準 については、31ページの表を ご覧ください。)の該当者・予 備群の方を発見します。



メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の 診断基準

必須項目	(内臓脂肪蓄積) ウエスト周囲径		男性≥85cm 女性≥90cm
	内臓脂肪面積 男女ともに≧		100㎝に相当
選択項目 3項目のうち 2項目以上	1.	高トリグリセライド血症 かつ/または 低HDLコレステロール血症	≥150mg/dl <40mg/dl
	2.	収縮期(最大)血圧 かつ/または 拡張期(最小)血圧	≧130mmHg ≧85mmHg
	3.	空腹時高血糖	≧110mg/dl

- ※必須項目に加え、追加項目の2項目以上に該当する場合、 メタボリックシンドロームと診断されます。
- ※特定保健指導は診断基準のほか、BMI(体格指数)の値や 喫煙歴などによっても対象となる場合があります。

特定保健指導の対象となった方には、個人の状況に合わせた食事指導や運動指導などの保健指導を実施します。





生活習慣病の予防・早期 発見のため、毎年特定健康 診査・特定保健指導を受け ましょう。

詳しくは、市区町村の**こくほ** の窓口にお問い合わせください。